

隣接校種教諭免許状 免許法別表第8 小学校教諭二種免許状の取得

【基礎資格・必要在職年数】

幼稚園教諭の普通免許状を有すること

- 基礎資格取得後、幼、幼保連携型認定こども園、小、義務教育学校の前期課程、特別支援学校幼稚園又は小学部において最低在職年数 3年以上

中学校教諭の普通免許状を有すること

- 基礎資格取得後、小、中、義務教育学校の前期又は後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校小学部又は中学部において最低在職年数 3年以上

【必要単位】

基礎資格取得後に修得した単位により最低修得単位数を満たしていること

有する免許状種類	修得方法	必要単位	施行規則第18条の2の表第4号の適用を受ける場合、基礎となる在職年数が3年以上あることに加えて、以下の学校で1年以上の在職年数があること（H28.4.1以降に計4年以上の経験があること）。		修得単位
			イ 小学校	ロ 学校教育法施行規則第79条の9第1項の規定により小学校の教育と一貫した教育を施す中学校	
			1年	2年以上	
幼稚園教諭免許状	各教科の指導法	備考1 国語等のうち5以上の教科の指導法に関する科目（幼稚園教諭の場合生活を除く。）についてそれぞれ2単位以上	10	7※	5※
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ※生徒指導、進路指導、教育相談の内容は全て含まなければならない。	道徳の理論及び指導法 生徒指導の理論及び方法	1	1	1
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	2	2	1
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
合計		13	10	7	
中学校教諭免許状	各教科の指導法	備考1 国語等のうち5以上の教科の指導法に関する科目（中学校教諭の場合当該教科を除く。）についてそれぞれ2単位以上	10	7※	5※
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ※生徒指導、進路指導、教育相談の内容は全て含まなければならない。	生徒指導の理論及び方法			
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	2	2	1
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
合計		12	9	6	

※教育職員免許法等施行細則第26条の2第15条の3のイ又はウの表の適用を受ける場合の各教科の指導法の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科の指導法（ただし、幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあっては生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合にあってはその免許教科に相当する教科を除く。）のうち、次の各号に定める単位を修得するものとする。

(1) 最低修得単位数が7の場合にあっては、4以上の教科の指導法について、次とおり修得するものとする。

ア 4の教科の指導法を修得するときは、3以上の教科の指導法についてそれぞれ2単位以上を含むものとする。

イ 5以上の教科の指導法を修得するときは、2以上の教科の指導法についてそれぞれ2単位以上を含むものとする。

(2) 最低修得単位数が5の場合にあっては、3以上の教科の指導法について修得するものとし、3の教科の指導法を修得するときは2以上の教科の指導法についてそれぞれ2単位以上を含むものとする。